

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

### 告示

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則  
（建設局公園緑地部公園課）……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一  
（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 建築基準法による意見の聴取……………二  
（都市整備局市街地建築部調整課）……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………二  
（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………二
- 建築基準法による一定の一団地の区域……………二  
（同）……………二
- 東京都福祉住宅の廃止……………三  
（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………三
- 都営住宅の廃止……………三  
（同）……………三
- 都営住宅の使用料の変更……………四  
（同）……………四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………七  
（同）……………七
- 特定都営住宅の廃止……………八  
（同）……………八
- 都営改良住宅の廃止……………八  
（同）……………八
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………九  
（同）……………九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………一〇  
（同）……………一〇

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一〇

○救急医療機関の協力申出の撤回……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）……………二

○生活保護法による介護機関の指定……………（福祉保健局生活福祉部保護課）……………二

○身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………五

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）……………五

○土砂災害警戒区域等の指定の解除……………（建設局河川部指導調整課）……………一〇

○土砂災害警戒区域等の指定……………（同）……………一〇

○港湾施設の供用廃止……………（港湾局港湾経営部経営課）……………三

○港湾施設の変更……………（同）……………三

○特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………三

## 規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十八年八月三十一日  
東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第二百二〇号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(七)の項中「百三十三万七百元」を「百三十六万九百元」に、「七十九万七千三百円」を「六十五万九百元」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十八年九月一日から施行する。

## 告示

### ●東京都告示第四百六十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成二十八年八月三十一日  
東京都知事 小池 百合子

### 一 組合の名称

茗荷谷駅前地区市街地再開発組合

### 二 事業施行期間

平成十七年十一月二十五日から平成二十八年九月三十日まで

### 三 施行地区

文京区大塚一丁目地内

### 四 事務所所在地及び設立認可の年月日

文京区大塚一丁目四番十五ー一七〇九号

### 五 変更の内容

平成十七年十一月二十五日

### 六 事業施行期間を平成二十九年九月三十日まで延長する。

事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年八月三十一日

●東京都告示第千四百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第五項ただし書及び同条第九項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成二十八年九月八日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一六会議室  
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎二十四階)

新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 中央区銀座六丁目十七番一号  
所氏名 三井不動産株式会社  
建築敷地 江東区豊洲二丁目十五番十二  
地域地区 第一種住居地域、工業地域、防火地域及び  
豊洲二・三丁目地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築  
及び用途 事務所、ホテル、物販店舗、飲食店、自動車庫、自転車駐車場及びエネルギー供給施設

敷地面積 約一九、一二八平方メートル

建築面積 約九、二九六平方メートル

延べ面積 約一八四、三一五平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造

高さ 地上三十六階地下二階

適用条文 一七七・五一メートル

建築基準法第四十八条第五項ただし書

(二)

建築主住 北区東田端二丁目二十番六十八号  
所氏名 東日本旅客鉄道株式会社

建築敷地 千代田区丸の内一丁目一番三の一部ほか  
地域地区 商業地域、防火地域及び大手町・丸の内・有楽町地区地区計画

申請の概要

工事種別 改修

及び用途 駅施設、物販店舗及び飲食店

敷地面積 約一二、四九九平方メートル

建築面積 約四六平方メートル

延べ面積 約一三、四七六平方メートル

構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

高さ 九・〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第九項ただし書

●東京都告示第千四百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区東海三丁目六番、七番、八番 平成二十八年八月五日  
二から同番十一まで、九番一から同番三まで、十番及び十一番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎二十四階中央)

●東京都告示第千四百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

品川区北品川五丁目四百二十九番一、平成二十八年八月三日  
四百三十番、同番四、四百三十一番  
二十五から同番二十七まで、同番三十、同番三十一、同番三十四から同番三十六まで、四百三十三番一、同番七、同番十、四百三十七番一、同

番七、同番八、七百十二番七、七百十五番一、七百十六番、七百十七番及び七百十八番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎二十四階中央)

●東京都告示第千四百七十号

次の東京都福祉住宅を廃止したので、東京都福祉住宅条

例施行規則（昭和三十五年東京都規則第八十六号）第一条  
第一項の規定により告示する。

平成二十八年八月三十一日  
東京都知事 小池 百合子

名 称 位置 構造及び規模 戸数

興野町母子アパート 足立区西新井本町四丁目二十 中層耐火 二七・五平方メートル 三九戸  
(5、6号棟) 七番

●東京都告示第千四百七十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月三十一日  
東京都知事 小池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
本羽田二丁目第2アパート (5、11号棟)	大田区本羽田二丁目九番	中層耐火 三三・五平方メートル	五七戸
本羽田二丁目第2アパート (5号棟)	同右	四六・七平方メートル	三戸
本羽田二丁目第2アパート (12号棟)	同右	三六・八平方メートル	四〇戸
上沼田アパート (7号棟)	足立区江北四丁目二十二番	三一・九平方メートル	二四戸
上沼田アパート (40、41、46、47号棟)	足立区江北四丁目二十一番	三三・一平方メートル	七八戸
上沼田アパート (31、32、33、34、39号棟)	同右	二九・五平方メートル	一一〇戸
上沼田アパート (37、51、52号棟)	足立区江北四丁目二十二番ほか	三四・二平方メートル	四五戸
宮城第2アパート (4号棟)	足立区宮城一丁目十七番	三六・五平方メートル	三〇戸
宮城第2アパート	同右	三四・三平方メートル	五〇戸

(5号棟)

江戸川四丁目アパート  
(1、2、3号棟)

江戸川区江戸川四丁目五番

同右

三七・一平方メートル

一一〇戸

●東京都告示第千四百七十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
ように変更し、平成二十八年九月一日から実施するので、  
同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	4	40,300	160,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,600	69,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート(9号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート(13号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,400	59,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート(3号棟)	新宿区戸山2	41.0	1	34,800	74,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート(10号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	33,000	62,500
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	2	33,200	59,800
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	2	31,100	45,700
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	58,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,700
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	2	43,800	64,700
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	65,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	72,200
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,800	72,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(5号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,600	37,000
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(7号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,100	38,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(10号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,100	41,700
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	29,000	40,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,700	47,100
一般都営	中層耐火	枝川三丁目アパート(6号棟)	江東区枝川3-4	42.3	1	35,200	62,800
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,600	35,000
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	46,700
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	42,600	71,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	2	27,300	44,800
一般都営	高層耐火	東砂三丁目アパート(2号棟)	江東区東砂3-22	34.4	2	28,200	35,000
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,900	50,900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,000	52,700
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,100	66,400
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	72,800
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	70,500

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	43,600
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	46,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,500	35,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	29,400	38,300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(2号棟)	大田区東糀谷6-9	37.3	1	29,800	43,600
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート(10号棟)	大田区大森西1-11	59.6	1	50,500	69,900
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(17号棟)	世田谷区八幡山3-9	51.0	1	42,400	84,700
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート(3号棟)	世田谷区弦巻5-3	36.2	2	28,700	62,100
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(11号棟)	渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,900	68,500
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(13号棟)	渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,800	69,600
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	67,300
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,900	72,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	77,000
一般都営	中層耐火	久我山一丁目アパート(2号棟)	杉並区久我山1-3	33.4	1	24,400	49,000
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)	豊島区池袋本町3-9	39.0	1	31,900	58,700
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,600	36,400
一般都営	中層耐火	赤羽西六丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西6-3	39.0	1	30,900	38,000
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(4号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	48,800	89,100
一般都営	高層耐火	王子本町アパート(16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,500	53,400
一般都営	中層耐火	上十条アパート(5号棟)	北区上十条1-7	34.8	1	26,200	44,200
一般都営	中層耐火	堀船三丁目アパート(11号棟)	北区堀船3-16	55.9	1	45,200	67,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,500	61,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-79	36.1	1	28,200	43,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,600	49,300
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート(14号棟)	北区上中里2-13	39.0	1	30,100	52,500
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(6号棟)	北区赤羽北3-11	51.0	1	41,300	72,600
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	2	24,800	40,500
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100	40,600
一般都営	中層耐火	坂下一丁目アパート(4号棟)	板橋区坂下1-10	36.4	1	26,600	29,300
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(10号棟)	板橋区新河岸2-10	36.2	1	26,000	34,100
一般都営	中層耐火	小茂根一丁目アパート(1号棟)	板橋区小茂根1-6	55.9	1	43,700	81,300
一般都営	中層耐火	坂下三丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下3-24	51.0	1	39,000	67,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	70,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	70,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(5号棟)	練馬区富士見台3-52	39.0	1	29,100	58,500
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉中4-6	51.0	1	40,600	83,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート(1号棟)	練馬区春日町3-31	55.9	1	43,800	81,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(30号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(33号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	27,000	52,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(48号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	47,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート(6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	41,000	73,600
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(4号棟)	足立区東和4-25	59.6	1	44,000	79,900
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	24,000	37,700
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(5号棟)	足立区六月2-29	55.9	1	41,200	70,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(1号棟)	足立区青井4-36	59.6	1	44,400	84,100
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(3号棟)	足立区弘道2-16	55.9	1	41,400	71,900
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート(1号棟)	足立区六月2-8	59.6	1	44,400	79,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(17号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,900
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(11号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(15号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,400	40,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(3号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(8号棟)	足立区竹の塚7-14	37.3	1	25,600	43,700
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(8号棟)	足立区江北7-12	35.7	2	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(12号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,700	40,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(13号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,700	40,200
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(15号棟)	足立区江北7-13	37.9	1	25,900	39,300
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	39,300
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(2号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,200	39,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,700	34,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,700	31,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(3号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,500	41,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(9号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	28,500	41,800
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,400	43,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(12号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,500	41,800
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(10号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,800	39,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(17号棟)	足立区舎人6-9	42.3	1	29,800	39,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート(5号棟)	足立区平野3-14	51.0	1	36,500	58,400
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(5号棟)	足立区東和4-17	48.1	1	35,400	60,400
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	67,100
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	67,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(3号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	76,400
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(8号棟)	葛飾区青戸3-8	51.0	1	37,900	66,900
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(7号棟)	葛飾区柴又3-17	39.0	1	28,700	50,400
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(1号棟)	葛飾区東金町5-28	55.9	1	41,200	69,700
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又5-20	55.9	1	41,700	74,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	64,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	68,600
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,800	38,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,500
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区平井7-10	39.0	1	28,800	43,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,800	84,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-2号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	43,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-3号棟)	八王子市松が谷9-3	62.1	1	35,900	71,900
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	2	35,800	76,800
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(54号棟)	立川市富士見町6-54	52.4	1	28,700	53,700
一般都営	中層耐火	下連雀六丁目アパート(1号棟)	三鷹市下連雀6-16	39.0	1	28,000	50,000
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(5号棟)	三鷹市上連雀6-10	55.9	1	41,900	86,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(4号棟)	三鷹市上連雀9-34	55.9	1	41,200	78,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(11号棟)	三鷹市上連雀9-33	62.1	1	46,100	93,000
一般都営	中層耐火	野崎アパート(3号棟)	三鷹市野崎2-2	51.0	1	36,200	64,800
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(1号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,700	88,600
一般都営	中層耐火	府中幸町二丁目第2アパート(2号棟)	府中市幸町2-3	63.2	1	41,600	98,800
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	42.3	1	27,200	47,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,900	65,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,000	77,800
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(1号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,500	78,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(5号棟)	調布市富士見町3-19	56.8	1	34,900	84,200
一般都営	高層耐火	木曾森野第1アパート(B-1号棟)	町田市木曾東1-2	61.5	1	39,700	81,900
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(2号棟)	町田市金森7-19	48.1	1	27,600	53,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート (6号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	35,100
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート (7号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	35,100
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)	町田市森野2-2	55.9	2	32,600	75,200
一般都営	中層耐火	小金井緑町二丁目アパート (39号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	1	37,400	83,600
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート (2号棟)	小金井市東町2-4	58.1	1	36,700	86,400
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート (21号棟)	小金井市東町4-30	62.1	1	40,400	97,500
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート (2号棟)	小平市学園西町2-26	55.9	1	33,100	71,900
一般都営	中層耐火	上水南町アパート (1号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,300	74,200
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (11号棟)	日野市新井842	35.7	1	15,900	31,400
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート (1号棟)	東村山市青葉町3-1	55.9	1	31,500	57,700
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート (2号棟)	東村山市青葉町3-1	48.1	1	27,100	49,600
一般都営	中層耐火	富士本三丁目第2アパート (1号棟)	国分寺市富士本3-6	55.9	1	32,100	69,400
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (6号棟)	西東京市緑町3-8	59.6	1	37,500	81,900
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (2号棟)	西東京市西原町1-7	60.2	1	37,200	82,400
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (2号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,000	76,700
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (3号棟)	西東京市南町3-23	60.5	1	38,500	89,300
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (5号棟)	西東京市南町3-23	61.3	1	39,000	90,400
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート (2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,300	87,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (11号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (27号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (40号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,300
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート (1号棟)	清瀬市松山3-11	51.0	1	29,300	58,100
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート (11号棟)	清瀬市松山3-11	56.8	1	32,500	64,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (13号棟)	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,000	62,800
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (1号棟)	清瀬市元町2-9	58.1	1	34,700	74,400
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (3号棟)	清瀬市元町2-9	51.1	1	30,500	65,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (2-4-1号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	30,100	54,800

●東京都告示第千四百七十三号  
 東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第  
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ  
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

<p>名称 中神第3アパート (4号棟)</p> <p>位置 昭島市中神町千二百五十七番</p> <p>構造及び規模 高層耐火 三四・六平方メートル</p> <p>戸数 三二戸</p>	<p>収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)</p> <p>二六、七〇〇円</p> <p>三一、二〇〇円</p> <p>三六、六〇〇円</p> <p>三六、九〇〇円</p> <p>四四、一〇〇円</p>	<p>近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)</p> <p>五六、〇〇〇円</p> <p>六五、四〇〇円</p> <p>七六、八〇〇円</p> <p>七七、五〇〇円</p> <p>九二、五〇〇円</p>
<p>●東京都告示第千四百七十四号</p> <p>次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p>	<p>(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。</p>	<p>平成二十八年八月三十一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>名称 上沼田アパート (18、19、23、24号棟)</p> <p>位置 足立区江北四丁目二十二番</p> <p>構造及び規模 中層耐火 二九・七平方メートル</p> <p>戸数 一二八戸</p>	<p>足立区西新井本町四丁目二十番</p> <p>同右</p> <p>同右</p>	<p>平成二十八年八月三十一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>●東京都告示第千四百七十五号</p> <p>次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p>	<p>(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。</p>	<p>平成二十八年八月三十一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>名称 石浜アパート</p> <p>位置 台東区清川二丁目二十三番</p> <p>構造及び規模 中層耐火 二八・一平方メートル</p> <p>戸数 六一戸</p>	<p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p>	<p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p>

●東京都告示第千四百七十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同條例第三條第二項及び第七十一條において準用する同條例第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年九月一日から実施するので、同條例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料
改良	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	42.8	1	36,900
改良	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	42.8	1	35,000
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート (1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,600
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,200
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (9号棟)	台東区橋場2-18	51.2	1	41,300
改良	高層耐火	押上二丁目アパート (5号棟)	墨田区押上2-1	36.1	1	25,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート (18号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	35,200
改良	高層耐火	白鬚東アパート (2号棟)	墨田区堤通2-3	63.4	1	44,400
改良	中層耐火	大島四丁目アパート (1号棟)	江東区大島4-21	42.3	1	35,500
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート (5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	30,100
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (6号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (7号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (9号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート (49-3号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.2	1	30,800
改良	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (4号棟)	杉並区高井戸東1-15	36.4	1	26,900
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,100
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,200
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート (3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100
改良	中層耐火	成増一丁目アパート (2号棟)	板橋区成増1-3	42.3	1	33,200
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート (2号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,500
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート (17号棟)	西東京市田無町7-11	48.1	1	28,900
再開発	高層耐火	南千住八丁目第4アパート (4号棟)	荒川区南千住8-3	61.5	1	48,500
再開発	高層耐火	小松川アパート (1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千四百七十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
中神第3アパート駐車場	昭島市中神町千二百一八一区画五十七番地	

●東京都告示第千四百七十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久七丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり

別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 ニークロロ四・六・ビス(エチルアミノ)ーシアン化合物
- 四 シアン化合物
- 五 N・Nジエチルチオカルバミン酸Sー四クロロベンジル
- 六 四塩化炭素
- 七 一・二ジクロロエタン
- 八 一・一ジクロロエチレン
- 九 シスー二ジクロロエチレン
- 十 一・三ジクロロプロペン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 水銀及びその化合物
- 十三 セレン及びその化合物
- 十四 テトラクロロエチレン
- 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド
- 十六 一・一・一トリクロロエタン
- 十七 一・一・二トリクロロエタン
- 十八 トリクロロエチレン
- 十九 鉛及びその化合物
- 二十 砒素及びその化合物
- 二十一 ふっ素及びその化合物
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 ほう素及びその化合物
- 二十四 ポリ塩化ビフェニル
- 二十五 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルエチルメルカプトエチルチオノベンゼンホスホネイトに限る。)

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素及びその化合物
- 八 ふっ素及びその化合物
- 九 ほう素及びその化合物

